

周産期医療体制の基盤整備・強化事業

平成25年9月
医政局指導課(梶尾雅宏課長) [主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

評価対象事業は以下の政策体系に位置付けられる。

施策目標Ⅰ－1－1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制整備すること

2. 事業の内容

(1) 実施主体

都道府県等

(2) 概要

周産期にある妊産婦のうち、特に危険度の高い者を対象とし、出産前後の母体及び胎児・新生児の一貫した管理を行う施設（総合周産期母子医療センター）に対し、その運営費を補助する。また、妊婦搬送の受入れの促進を図るため、近隣の開業医等が夜間・休日等に応援診療を行う場合、その医師等への謝金に対する補助を行う。

3. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性等）

(1) 有効性の評価

本事業の実施により、補助金の交付を受けた周産期母子医療センターの所在する地域においては、母体搬送受入困難事例等の減少による、周産期死亡率、妊産婦死亡率の改善等が図られたと考えられるが、引き続き、高齢妊娠等に伴うハイリスク分娩の増加に対応可能な周産期医療体制の確保が求められている。

(2) 効率性の評価

周産期医療の中核となる「総合周産期母子医療センター」やそれを支える「地域周産期母子医療センター」の整備など、地域と高次の医療施設の連携体制が促進されることで、周産期医療体制全体の対応力の強化、効率化が図られたと考えられる。

(3) 評価の総括（必要性の評価）

本事業の実施は、周産期医療に対する国民の信頼確保に寄与したと考えられるが、高齢妊娠等に伴うハイリスク分娩が増加傾向に有り、引き続き、周産期医療体制の基盤整備・強化に取り組む必要がある。

4. 事後評価結果の政策への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成26年度概算要求においても所要の予算を要求していく。

5. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
1	周産期死亡率（出産千対） （前年度以下／毎年度）	4.3%	4.2%	4.2%	4.1%	集計中
2	妊産婦死亡率（出産10万対） （前年度以下／毎年度）	3.5%	4.8%	4.1%	3.8%	集計中
【調査名・資料出所、備考等】						
・指標1及び指標2については、「人口動態調査」（大臣官房統計情報部）による。						
アウトプット指標		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
3	当該事業の補助額（円） （前年度以上／毎年度）	—	—	41億	44億	41億
4	当該事業の補助対象となるNICUの病床数 （前年度以上／毎年度）	—	2,662	2,634	2,787	2,878
5	当該事業の補助対象となるMFCUの病床数 （前年度以上／毎年度）	—	695	709	767	795
【調査名・資料出所、備考等】						
・指標3の事業は、「周産期母子医療センター運営事業」である。						
・指標3から5までについては、医政局指導課調べによる。						